

令和元年第5回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 令和元年11月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 106 号から議第 114 号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例) 他 8 件)

提案理由説明、質疑

第 4 議第 106 号から議第 108 号まで及び議第 110 号から議第 114 号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例) 他 7 件)

討論、採決

第 5 議第 109 号(野洲市印鑑条例の一部を改正する条例)

常任委員会付託

第 6 議第 109 号(野洲市印鑑条例の一部を改正する条例)

常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 議長の辞職について

第 2 議長選挙について

第 3 副議長の辞職について

第 4 副議長選挙について

第 5 各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

諸般の報告(各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果の報告)

第 6 特別委員会委員の辞任について

第 7 特別委員会委員の選任について

諸般の報告(特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)

第 8 守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙について

第 9 湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙について

第 10 会期延長の件について

市長提出議案

議第 106 号 専決処分につき承認を求めることについて（野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

議第 107 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第 8 号））

議第 108 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第 9 号））

議第 109 号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例

議第 110 号 野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議第 111 号 野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議第 112 号 野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議第 113 号 野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議第 114 号 野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

開会 午前 9 時 00 分

議事の経過

（開会）

○議長（橋 俊明君）（午前 9 時 00 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年度第 5 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりであります。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長から提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、津村俊二議員、第8番、矢野隆行議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第3)

○議長(橋 俊明君) 日程第3、議第106号から議第114号まで(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)他8件)を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(瀬川俊英君) 皆さん、おはようございます。

それでは、朗読いたします。

議第106号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)他専決処分2件、議第109号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例、議第110号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて他人事案件4件。

以上です。

○議長(橋 俊明君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに令和元年第5回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

本臨時会におきましては、議案といたしまして専決処分につき承認を求めること3件、条例の改正1件、人事案件5件の合計9件を提案いたしますので、ご審議、ご採決をよろしくお願いいたします。

議第106号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案は、令和元年5月31日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りの修正に伴い、野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

なお、本条例は令和元年10月1日から施行いたします。

議第107号及び第108号、専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議第107号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出総額にそれぞれ27万5,000円を追加いたしました。

補正の内容は、歳出では、医療法人社団御上会の清算法人が職員に対し支払う退職慰労金について、事実及び支払い根拠を確認し、その妥当性、適法性を検証するため、専門的な法律知識が求められることから、弁護士費用27万5,000円を追加いたしました。

これに対する歳入は、繰越金を同額追加計上しております。

議第108号令和元年度一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出総額に、それぞれ151万円を追加いたしました。

補正の内容は、歳出では、議場の放送設備が機能しなくなったことから、応急的措置として議場の仮設設備費151万円を追加いたしました。

なお、これに対する歳入も繰越金を同額追加計上しております。

議第109号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月

5日から住民票、個人番号カードへの旧氏の記載が可能となったことに伴い、印鑑登録でも旧氏での印鑑登録を可能とする印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に準拠し、野洲市印鑑条例について必要な改正を行います。

なお、この条例は、旧氏併記を求める市民への対応が速やかにできるよう、政令における施行日である令和元年11月5日より近い、今回の臨時議会に提案し、公布の日から施行いたします。

議第110号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現教育委員会委員の小澤郁乃さんの任期が令和元年11月17日をもって満了することに伴い、新たに南出久仁子さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

南出さんは、中主小学校PTA会長、また、中主小学校の学校評議員として保護者代表の役職を歴任され、現在も、子どもを持つ母親として、教育に大変な関心を持っておられ、同法第4条第5項に定める保護者の立場に立って野洲市教育行政の振興、発展にご尽力いただけるものと確信しており、適任であると考えます。

なお、委員の任期は令和元年11月18日から令和5年11月17日までの4年間です。

議第111号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現委員の岡野孝子さんの任期が令和元年11月17日をもって満了することに伴い、引き続き岡野さんを選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

岡野さんは、平成30年11月から公平委員としてご活躍いただいております、適任者として引き続きご活躍いただけるものと確信しています。

なお、委員の任期は令和元年11月18日から令和5年11月17日までの4年間です。

議第112号から議第114号野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現委員3名の任期が令和元年11月17日をもって満了となることから、村井正純さん、三久保佳辰さんの2名を引き続き、また、西川登代子さんについては、現委員の井狩久和さんの後任として今回新たに選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

村井さんと三久保さんは2期6年間、それぞれの見識を生かしてご活躍いただいています。また、西川さんは市職員として豊富な行政経験があり、市政全般に精通しており、委員として適任者であるため、3名とも本委員会のためにご活躍いただけるものと確信しています。

なお、委員の任期は令和元年11月18日から令和4年11月17日までの3年間です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議第106号の専決処分につき承認を求めることについての中で、施行につきまして、改めをいたします。「なお、本条例は、公布の日である令和元年11月1日から施行いたします」と訂正いたします。

○議長（橋 俊明君） 市長より説明の修正を求められておりますので、これを許します。

○市長（山仲善彰君） すいません、ちょっと原稿が何か間違っただけで、もう1回改めて申し上げます。

議第106号につき、「なお」のところですけど、「本条例は公布の日である令和元年10月1日から施行いたします」というのが、正しいので、これをもって訂正をさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております議第106号から議第114号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時11分 休憩）

（午前9時22分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑につきましては、北村議員と野並議員からございましたが、野並議員の印鑑条例の質疑につきましては、野並議員が付託いたします委員会に属しておられますので、質疑ができないということになりましたので、取り下げをしていただきました。本人からは了解を得ております。

そして、少し協議を要しますので、再開を9時45分といたします。

暫時休憩いたします。

（午前9時23分 休憩）

(午前9時45分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第16番北村五十鈴議員。

○16番(北村五十鈴君) 議第107号専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第8号))。今回の専決補正は、御上会の清算法人が支払う退職慰労金について、事実確認と妥当性の検証のための弁護士費用であると、市からは説明を受けておりますが、問題点が多く、詳細について下記全てについて市長にお伺いいたします。

1、まず、今回の経緯をお伺いします。市が調査しようとしている退職慰労金について、この存在を市が知ったのはいつで、どんな情報源からかお伺いいたします。

2、専決という緊急性を選択した理由をお伺いします。

3、市の説明文には、「支払う」とあり、「支払った」とはなっておりませんが、もう既に退職慰労金は支払われているのでしょうか。

4、先日の全協で、私は退職慰労金の金額をお聞きいたしました。市は「わからない」と答弁されました。しかし、金額もわからないものに、市は、私たち議員に対して弁護士を立てて妥当性を調査することの採決を求めておられます。金額の大小に関わらず市民の税金を投入する予算全てにおいて私たち議員は市民の代表として賛成、反対を委ねられているのですから、どうして今回調査を行おうとしておられるのか、せめてその動機を明らかにした上で、専決議決を求めるべきだと考えます。先日の全協の答弁のように、「推測」では納得いきませんので、何が問題だと考えられたから、事実確認と妥当性を調査する必要があると思われたのか、工程をお聞かせ下さい。

5、そもそも論をお聞きいたします。「退職慰労金」というのは、私の認識では、民間なら会社の従業員の退職に支払われるのが退職金で、役員などの退職には退職慰労金が支給され、その金額も定款で決まっております。内規がない場合は総会の決議が必要であり、会社が自由に支給できないことになっていると思いますが、そもそも行政では余り聞き慣れない退職慰労金ですが、特に今回、妥当性があるか調査しようとしている退職慰労金とはどんなものなのか、お聞きいたします。

6、退職慰労金はもう既に支払われたのか、これから支払われるのか、先の答弁を聞かないとわからないのですが、その財源はどこから出るのか、出たのか。原資が遅れて入っ

てくる診療報酬だとしたら、4月1日以降の収入は全て市の歳入にはならないのか。それとも2カ月遅れの診療報酬はさかのぼって旧野洲病院が使えるものなのか、そのところの契約を教えてください。

7、令和元年5月29日に締結されている譲渡契約には、後に発生するかもしれない退職金等の文言にはふれられていないのか。素直に考えて市民は2億を超える債務放棄を受け入れ、賛成した議員はその成り行き責任も市民に対してしっかり果たさなければならぬはずで、今回のように、余りにも疑問の多い専決を議決することは、賛成する議員は市の提案を追認しているだけで、到底市民には理解し難く、受け入れてもらえないと考えます。だからこそ、専決ではなく、しっかり提案理由を明らかにした上で、十分な審議を重ね、議会に対して議決を求めるべきだと考えますが、譲渡契約は、たしか専門の会社に委託費用もかけて締結しており、当然、契約金に、契約書に特記する事柄だったと素人の私でも考えますが、見解をお伺いいたします。

8、信頼関係の上に成り立っていたはずの旧野洲病院との無償譲渡だったと思いますが、早々に弁護士を立てて調査しなくてはならないお粗末過ぎる展開が表に出ると、その他の契約や状況は全て事実、真実だったのか不安になってきますが、そのあたりの誠実な対応が崩れると、これから100億もかけて始める事業が心配になってきます。現院長をはじめ、御上会から引き継いでの職員は多数おられ、市からも事務部長をはじめ担当職員が熱心に勤務しておられるのに、双方の情報共有、また、誠実な対話やコミュニケーション関係は築けていなかったのでしょうか。見解をお聞きいたします。

9、最後に、専決された日付、依頼された弁護士名、弁護士に依頼された内容、今後の調査スケジュールを教えてください。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員から専決処分につきご質問をいただきましたので、順番にお答えをいたします。

これまで全てお渡ししている資料でも読み解けるものもあえてご質問いただいておりますけど、せっかくですからお答えをいたします。譲渡契約書もお示ししておりますから、退職金のこともちっと今回の契約に含まれないとは書いてますので、何かいかにも問題ありみたいな装いでご質問をいただきましたけども、誠実にお答えをいたします。

1番目ですけども、これももう既に何回もお配りしてますものを、改めて予定いただいております特別委員会に出す資料につけてますけど、今年8月8日付の清算法人からの文書

で、今ご質問をいただいている事柄は知りました。

2番目ですけれども、専決の緊急性、これは当然清算法人は速やかに清算をするということになってますし、聞いてるところでは、できたら11月中にまず清算行為を終えたいとおっしゃってるわけですし、後の質問にも絡みますけれども、譲渡契約のときには想定されていなかった「退職慰労金」というものが出てきたので、早く法的に明らかにした上でやらないといけないということで、何回も言いましたけど、こんなこと聞いてもらうまでもなく緊急性が存在しているわけですから、時計が回っているわけですから、ということですね。

3番目は、支払われているか、支払われていないかは、清算法人からは明確な答えが残念ながらいただけてませんけれども、職員から聞いているから「払われた」ということです。間接的にとといいますか、労働組合が2つ結成がされてまして、それぞれの労働組合から払われたということを、私も直接聞いてますし、職員も聞いているので、「払われた」ということです。金額がわからないというのは、向こうからきちっと伝えてもらってませんので、これも弁護士を立てた理由でして、市の職員がやっけてもらちが明かない状態になっています。ですから、法的な問題があると共に、そのあたりも市の代理人を立てた方がいいということですね。

それと、後とも絡みますけれども、今回の依頼案件は、退職金、退職慰労金の適正さを問うわけですし、金額が具体的に幾らかどうかは別として、清算の中で退職慰労金なるものを払うかどうかを調べてもらうわけですから、払われたという事実があった場合、あるいはなかった場合でも、払われるということが8月8日の文書で書かれてるわけですから、適切な弁護士への依頼だと考えてます。

そもそも「退職慰労金」、何かいろいろ長々といただきましたけれども、どんなものかと聞かれても、私たちもそこに疑義があるから専門家を入れたわけですし、私に聞かれても「退職慰労金」なるものは意味がわかりません。だから、専門家を入れているわけです。

そして、6番目ですけれども、財源はどこから出てくるのか、出たのか、これは清算行為の中で出されたと思うんですけども、それ以上のことはわかりません。

それと、北村議員の制度の理解力を疑うんですけども、「7月1日以降の収入は全て市の収入、歳入にはならないのか」、これは今言ってもらったら、ちょっと悪いけど笑えてくるんですけども、清算を行うというのは債権、債務関係の整理の中でおこなっているわけですし、これ結構重要なんです。この質問をされるということは、そもそも論がわかって

おられないということです。6月までの医療行為を行ったことによって発生する債権債務関係は清算法人に属します。これ7月以降入ってくるものは云々とおっしゃるんですけども、全くこれ、残念ですけどね、根幹の理解ができてません。これ弁護士か誰かに相談されたのかどうか。ですから、6月までに行った御上会の行為における債権債務は清算法人に移りますから、ということです。

7番目は、「素人の私でも考えますが、当然契約書に特記する事項だ」と、譲渡契約には退職金は書いてますけども、法的概念がない「退職慰労金」なるものは、8月8日の文書で初めて見たわけです。これが出てきたときもすぐ公開をいたしました。聞かれてないので、言わない方がいいかどうかがあるんですけども、どういう性格のものかというのはそのときに申しあげましたから、経過は十分ご存知の上で、今、これ、ご質問をいただいている思うんですけどね、「退職慰労金」という言葉、概念は、初めて清算法人が編み出された言葉ですから、それが法的に適法かどうかをまさに専門家に判断していただかないといけない。これは職員では無理です。ですから、法的判断を仰ぐために専門家をお願いしたということです。

8番目の信頼関係の上に成り立ってるんですけども、譲渡契約を結んで、その後のことで退職慰労金が出てきたわけであって、コミュニケーションとか云々の話と違って、清算行為の中で出てきたことですから、何か大上段に振りかぶって「コミュニケーションが」とか「院長が」とか「事務部長がおっしゃってます」とかおっしゃってますけど、もう全然そういう話と違うんですよ。譲渡契約を結んでから発生した事象なわけですから、新たに専門家に依頼して、今申しあげたような作業をしてもらってるということです。

最後に、専決された日、これはこちらでの行為ですから、10月、10月18日だったと思いますね。10月18日です。専決の日は。それと、いただいている内容が、単なる事務的な話ですから、10月18日です。専決の日は。質問がどこかに行きましたね。北村議員の質問がどこかへ行きました。

それと、依頼した弁護士名、これは、大津市の平柿法律事務所の平柿完治弁護士です。これは既に部長の方から、全協か特別委員会で公表してると思います。何も隠すものではないですから。弁護士に依頼した内容、必要だったら契約書をお見せしますけども、退職慰労金に関する調査、意見書の作成ということです。今後のスケジュールですけども、これもできるだけ早くということですけども、報告書をいただくということから、今は積算に入ってますけども、3カ月間の契約でお願いをしています。月5万円、3カ月で15万

円、報告書を作成いただきますので、これは監査、住民監査請求なんかと同じ金額ですけども、報告書10万円、そこに消費税が入って27万5,000円ということで、契約以降3カ月で調査、報告をいただくということであります。

以上、明確にお答をしておきますが、基本的には提供してある情報と、まずきちっと専門家、ご自身が専門家だと思うんですけども、法的な根拠を踏まえた上でご質問いただきたいと思います。まさにコミュニケーションが成り立たないと思うんですね、ベースが違おうと。これでお答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 1番の8月8日にわかったというところは、理解できました。緊急性のところも理解いたしましたが、支払ったか支払ってないかというところは、市の職員さんが聞いてきてわかったというふうに私は今お聞きしたんですけども、その市の職員が支払ったということは、もう実際に聞いてきたとしても、金額に関しては話題には出なかった。支払ったというだけであとの情報は市の職員にはなかって、市の職員が言ってもらちがあかないので、弁護士に依頼したというふうに、今、市長はおっしゃったと思うんですけども、順番が別になるんですけども、「退職慰労金」はそもそも契約書にはなかった。なかったのに「退職慰労金」という言葉が出てきた。という市長の説明ですと、市長はいつもはっきりしっかり答えていただけるので、契約書になかったものなら別に問題にすることもなく、これは弁護士に聞くまでもなく、野洲市と病院との契約にはなかったものなので、調べるまでもなく支払われるべきものではないというふうに筋書きができると思うんですけども。

慰労金があったという、「退職慰労金」という言葉自体が初めて職員から聞かれたのか、この退職慰労金という、私はその中でも聞いているんですけども、私が聞きたいのは、退職慰労金という言葉、これは市が文書として出しておられるので、退職慰労金という、私たちがごく一般の市民が「退職慰労金」というと、退職金は職員に支払われ、会社でしたら職員に支払われ、退職慰労金は役員に支払われるものですし、功績率も違いますし、そういう退職慰労金をおっしゃっているのか、いやいや、これは本当の慰労金という漢字の言葉としての慰労金ということ退職された方に払われたのかという、この「退職慰労金」という言葉を捉えられた、どういう意味なんですかということをお聞きしてるんです。

だから、本当に私たちが知っている退職慰労金なら、言っておられる意味がおかしいし、いやいや、違うんですよと、こういう慰労金ですよというのなら、その慰労金の話を教え

ていただきたいし。契約書にもなかったものをどうして調べられるのかが本当に純粋に不思議だなと思いますし、全協でも言いましたように、調べられることに対して云々ではなく、何か問題があると思われたから調べられるんですよね。何を問題だとされたから調べようとしたのかということ、私は一番お聞きしたいところなので、そこが答えていただけてないです。

依頼された弁護士が平柿弁護士ということですが、顧問弁護士がおられる中、どうして顧問弁護士に相談されなかったのか、依頼されなかったのかという幾つか疑問を、疑問があるので、質問してますので、今言った幾つかを、もともとの私の質問に答えていただけていないところを、もう一度しっかり答えていただきたい。

私のことをけなしていただくのはいいんですけども、余りにも趣味の悪いお言葉は控えていただきたいと思いますので、質問に丁寧には言いませんけれども、誠実に答えていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か言っておられることがまず論理が通ってませんよ。退職慰労金をどこで知ったというので、今おっしゃったのは間違ってますよ。退職慰労金という言葉を知ったのは8月8日の清算法人からの文書ですよ。払われたかどうかというのは、これは私も労働組合の人たちが来て話したいという中で「払われてる」という事実を労働組合から聞いたから知っているわけですし、市の職員も、「退職慰労金」という名目で本来役員に払われるべきものが一般職員に払われたということを知ってるということです。「払う」ということはもう8月8日の文書に書いてあったので、いずれにしたって向こうはその姿勢なわけですから、財源があるかないか、もともと財源がないという前提で清算を打つということなので、退職金は払うけれどもそれ以外はお金が一切来ないということをお上会から聞いてたわけですから。なのに8月8日の文書では、一切残らないという話だったのに、「お金が出てきそうです。だから、その中から退職慰労金を払います」という文書だったので、そのときにもきちっと向こうには申し上げてます。適正なものだったら払っていただけていいですし、そうでなかったらきちんと根拠を示して下さい。でもそれは向こうからは示されないで払われたので、「退職慰労金」なるものが法的にどう理解されるのか、実態がどうなのかということ、向こうからきちっと情報がないので、こちらは市の債権保全の観点、あるいは将来債権放棄を一応想定しているんですけども、債権放棄の中に当たるものなのか、当たらないものなのかを、市民の側からきちっと責任を持って調

べんとだめだから、専門家を依頼したということで、何の問題も全くないと思うんですけども。

総額がどうかは別として、総額を向こうに求めているんですけども、こちらに権限がないですから、最大限求めますけども、清算が終わってから、最終的ですけども、できるだけ事前にきちっと専門家を入れて、向こうとやりとりをしてもらった方が、結果が悪かったら被害が大きいので、ということでやっているわけです。

問われてないことで答えてないとおっしゃっても、先の質問の中には、今ご質問になったことは入ってなかったと思います。全く単純な話なんですよ。清算を想定した譲渡契約の中に入っていないものが出てきたので、今回、申し上げたように専門的に検討してもらおうと。そういうことですから。市民の側に立ったら、これをやらなかったら、はい、どうぞどうぞでやってしまうのでは私はないと思いますから。退職金というのは、これは制度ですから払われるという前提の上で6月まで行っています。

あと何か抜けてましたかね。何か抜けたかな。

(「顧問弁護士でない」の声あり)

○市長(山仲善彰君) 顧問弁護士ではないというのは、別個の客観的なチェックをしていただきたいということで、あえてお願いをしました。一つの課題として退職慰労金なるものがどうかということでもあります。余り何もかも同じ弁護士さんに頼むというのも、法理論が解釈の問題もあるので、いわゆるセカンドオピニオン、サードオピニオンということで、この際お願いするんだったら、別の観点から、退職慰労金ではあるんですけども、退職慰労金を調べようと思うと、今回の清算行為、あるいは御上会と野洲市との関係なんかを基本的にもう一回検討してもらわないといけないので、いわゆる客観化するために、セカンドオピニオンとして別の専門家をお願いしたということです。いずれにしたって料金は同じことになりますから、何も問題ないと思います。

○議長(橋 俊明君) 北村議員。

○16番(北村五十鈴君) どうもお聞きしているところとかみ合っていないところが多々あるんですけども、そもそも今何度もお聞きしています「退職慰労金」という言葉を、107号に説明していただくときに、説明文として「退職慰労金」という言葉を市は使っておられるんですよね。だから、聞いた私たちは、ああ、「退職慰労金」なんだなという、「退職慰労金」という言葉自体が、私たちが認識している退職慰労金というものと同じものなのか。市が言っておられるのは、違う退職慰労金というものなのかというところが、

先ほども言ったように、同じか違うかというところをお聞きしたいのと、もしも違うのなら、市が言っておられる退職慰労金というのはどういうものを言っておられるのか。

市長はわかっておられると思うんですけども、私たちはこれで採決がついて回るものなので、やはりわかった上で採決したいですし、知っております退職慰労金ならそんなに簡単に支払われるわけないですし、定款に載っているか、総会で決議を起こされるかして慰労金というのは計算方式、計算式も変わってくると思いますし、そんなところを飛ばして、職員が8月8日までに、8月8日に来た文書でしか気づかなかった。また、契約がもう終わっているのに、それが堂々と書かれてあった。そこにしっかりと書いてあったはずですし、支払われたか支払っていないかも職員が聞いてきたという、何か余りにもずさんな。ましてや8,000万近い額を、これからですけども、債権放棄しようとしている野洲の市民としては、2億を超えたお金を債権放棄しようとしているのですから、慰労金に、退職慰労金に8,000万近い額が支払われることが納得、それも降って湧いたような話で、もともと決まっていた退職慰労金なら、市長がおっしゃるように退職金ならわかりますけれども、退職慰労金がもともと契約書にもなかった、私たちも知らなかった。それが急に出てきて、急に出てきたから市民に調べないと申しわけないでしょうと言わはりますけれども、それはそれなら後出しになりますので、どうしてそのときにしっかりと契約書を結んでいただけてなかったのか。

まず、その退職慰労金ということをしっかり、どういうものなのか、はっきりして下さい。同じものなのか、違うものなのか。「退職慰労金」という言葉が、野洲市との契約になれば、払ってもらったら困るわけですし、何かそこが納得いかないということを知っているのに、明快に答えていただけたらいいと思いますし、額も私が知っていて市長が知らないというのもおかしいと思いますし、そのところもどうして隠されるのかというのも、別に金額を聞いていなくても職員さんをご存知だろうし、私たちも正式に聞いているわけではないですけども、これぐらいが支払われた、もう支払われているんですし、退職慰労金はもう支払われているのだから、それこそはっきりしていただけたらいいわけですし、2億から8,000万引いた残りを債権放棄するのならまだ理解もできますけれども、それが現に何の野洲市との了解もなく払われてたのはどういうことなんですかね。その今の流れを私はお聞きしたいので。

○議長（橋 俊明君） 最後まで。とめないできちっと。

○市長（山仲善彰君） 何を聞きたいのか、もう終わって下さい。

○16番（北村五十鈴君） 今言いました「退職慰労金」という言葉を市が文書に書いておられるので、退職慰労金というものが私たちが認識している一般の会社の退職慰労金なのか、市が、私は市の退職慰労金というのも今回初めて聞いたので、市が言葉として使われたのは、だから、それはまた違うものなのか、誤解していたら申しわけないので、退職慰労金というものの中身を、同じか違うものなのか。違うものならどう違うのか、一般の会社とどう違うのか、教えていただきたいというところと、もう契約書にはない退職慰労金を支払ったから、これは調べなくてはいけないと市長はおっしゃいますけど、それなら何のために市は契約書を結んだのかも不思議ですし、そのことはできないと書いていたらできないということですし、できる、できないと書いていなかったとしたら、それもお粗末なことです。

退職慰労金なんて絶対発生してくるものだと思うので、どうしてそれが書かれてなかったのかということと、支払ったということを知ったのが8月8日で、支払うということを知ったのが8月8日で支払ったということを知ったのが職員からである。でも金額は知らなかった。それが、私でも知っているのにどうして市長とか職員さんをご存知ないのかということも、何か不思議ですし、支払われた、これだけ支払われたので、これは不思議ですよねと思うから調べますというのならわかるんですけども、そのこのところ、その大きく3つをお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か本当に聞いていてね、議事録を起こしたら何を聞いておられるのかわかりませんよ。「私でも知っているのに何で」とか、「私でも知っている」とおっしゃったのは何を聞いておっしゃったのかよくわかりませんし。「退職慰労金」というのは、何回も言うように向こうが言っている言葉をそのまま使っているだけであって、北村議員がおっしゃるように退職慰労金なるものもありますけども、それは一般職員に払われるものではないのでね、一般職員には退職金ですから。ただ、それが一般職員にも払われてるということなので、そこをきちっと法的に適法性があるかどうか、あるいは適切かどうかを専門家に調べてもらうわけです。個々には払われてると聞いてますけど、総額が幾らなのかは、これは向こうに、教えてくれと言っても教えてくれないから、それも市が要求しないとだめですけども、弁護士にきちっと法的に対応してもらった方が詰めがいくということで、お願いをしてあるわけです。

だから、ないものねだりですよ。何も隠してない。退職慰労金というものを払いますと

いう文書があって、これは見ていただいているわけですからね。払われるかどうかについては、こちらはわからなかったけれども、払われたということだから、後の清算行為でよくしゃくするよりは、あらかじめきちっとやりとりをした方がいいということで、総額はわかりません。個々の職員に聞いたって、個々の職員の金額もプライバシーであって、こちらは知る権利はないから。払われてるといえるのは聞いてますけれども、あなたに幾ら払われたかというのは、誰も聞けません。本人が自発的に言わない限りは。

それと、退職慰労金の問題だけではないですよ。だから、何かね、さっき言ったように全く制度を理解していない。だから、6月までの債権債務関係は向こうが清算しているわけで、地代と書いてあってもどこの地代が払われたかどうかは、最終的な清算を見てからしかわかりません。あるいは薬代、あるいは医療器材代も払ってるはずなんですけども、そういう枠はあるけれども、実際どこに幾ら払われたかは、今わからないわけです。地代という名目で他のものが払われていたら、これは不当な支払いになるので、こちらの債権放棄の枠に当てはまります。

ただ、今回は、退職慰労金というものについて疑義が存在するので、弁護士にお願いするということです。同じことですよ。

だから、他のかなり膨大な債務を支払っているわけですから、清算行為の中で。これでお答えになっていると思うんですけど。

だから、退職慰労金なるものは、向こうが言っている概念を、こちらも、その言葉として使っているんですけど、中身が何なのかは、これは調べないとわからない。だから、専門家が調べようとしているわけで、それを答えて下さいと言っても、市もまだわからないということですよ。だから、専門家に調べてもらって、適法性、妥当性を確認したいわけです。だから、北村さんと私は同じ立場なんです。野洲病院の御上会清算法人が言っていることの意味を専門家に客観的に見ていただくと、そういうための依頼ですから。これは賛成していただかなかつたら、それこそ私は「賛成して下さい」とは言いませんけども、賛成されるべき依頼行為だと思います。市民に説明がつかないじゃないですか。素人が判断してもだめだし。だから、法的概念と実態。

それと、何か笑ってますけどね、「私も知ってる」って何を知ってるのか、反問をあえてするような課題じゃないからあえてしませんけど、何を知ってるのか。何か自分が何か知っていて質問しているような言い方で、何を知っているのか、むしろ質問時間がないから答えてもらわんでもよろしいですけど、今ひっかかりましたね。「私も知ってるのに」と何

かおっしゃった、何を知ってるのかなと思いますけど。

これで明確な答えといたしておきます。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第4）

○議長（橋 俊明君） 日程第4、議第106号から議第108号まで及び議第110号から114号まで（専決処分につき承認を求めることについて（野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）他7件）を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第106号から議第108号まで及び議第110号から議第114号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、議第106号から議第108号まで及び議第110号から議第114号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第106号から議第108号まで及び議第110号から議第114号までについて、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 討論がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第106号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第106号は原案のとおり承認されました。

次に、議第107号専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市一般

会計補正予算（第8号）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第107号は原案のとおり承認されました。

次に、議第108号専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第108号は原案のとおり承認されました。

次に、議第110号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、南出久仁子さんの任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第111号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、岡野孝子さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第111号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第112号野洲市固定資産評価委員会、もとい野洲市固定委員会、もとい、野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、村井正純さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第112号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第113号野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、三久保佳辰さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第113号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第114号野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、西川登代子さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第114号は原案のとおり同意することに決しました。

(日程第5)

○議長(橋 俊明君) 日程第5、議第109号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております議第109号の議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡をいたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第6)

○議長(橋 俊明君) 日程第6、議第109号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について、総務常任委員会委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、総務常任委員会委員長の報告を求めます。なお、委員会審査結果写しの配付は省略させていただきます。

第14番野並享子委員。

○14番(野並享子君) 第14番野並享子です。本日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、本会議休憩中に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、報告いたします。

まず、議第109号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

委員から、「必要な手続や書類はどうなるのか」という問いに、質疑に対して、「戸籍謄本を出して住民基本台帳に旧姓を明示してもらおうという形になる」、それとまた、「マイナンバーカードに対してはどうなるのか」ということに対しては、「登録したとき、そのときに同時に旧姓を明示することはできない。住民基本台帳で変えて、そしてマイナンバーカードをもう一度発行を、申請発行をしてもらって明示をする」という答弁でありました。

また、委員から、「備えるとか旧氏、2条関係が変わるのはどういう内容か」という質疑に対しまして、「これは国の印鑑登録証明事務処理要領に基づいてこういう形になっている」ということでありました。

次に、「今回の改正はどのような内容で改正をされるのか」という質疑に対して、「就職、転職などいろいろな問題が発生している」ということと、そして、「男女共同参画というのと女性活躍推進という観点から、今回改正が行われた」という答弁がありました。

また、経費に関しまして、「国全体では145億円の経費がかかると言われているが、野洲市としてはどういう状況になっているのか」という質疑に対して、「平成30年度に787万円、住民基本台帳の新しいシステム改修が行われ、これは全額補助がされた。今回の印鑑条例の改正については、一般財源で対応する」というような答弁でありました。

続いて、委員間討論、討議では何もなく、採決に移りました。

議第109号の採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第109号について、採決をいたします。

議第109号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

暫時休憩します。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一部訂正させていただきます。ただいま議題となっております第109号の議案について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議第109号について、採決いたします。

議第109号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は、可決です。議第109号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第109号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

(午前11時26分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○副議長(坂口重良君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋俊明議員から議長の辞職願が提出をされています。新しい議長が決まりますまでの間、私が議事を進行いたします。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(坂口重良君) ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○副議長(坂口重良君) 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象となりますので、橋俊明議員の退場を求めます。

(4番 橋俊明君 退場)

○副議長(坂口重良君) それでは、事務局長が辞職願を朗読いたします。

○議会事務局長(瀬川俊英君) 朗読いたします。

辞職願

私義、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、野洲市議会会議規則第98条第1項の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和元年11月8日

野洲市議会副議長 坂口重良様

野洲市議会議長 橋 俊明

以上でございます。

○副議長（坂口重良君） お諮りいたします。

橋俊明議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（坂口重良君） ご異議なしと認めます。よって、橋俊明議員の議長の辞職を許可することに決しました。

橋俊明議員の入場を許可いたします。

（４番 橋俊明君 入場）

○副議長（坂口重良君） 橋俊明議員に申し上げます。

先に提出されました議長の辞職願につきましては、ただいま議会の許可が得られましたので、お伝えいたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1 時 0 3 分 休憩）

（午後 1 時 0 8 分 再開）

○副議長（坂口重良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第 2）

○副議長（坂口重良君） 追加日程第 2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（坂口重良君） ただいまの出席議員数は、18 人であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（坂口重良君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（坂口重良君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（坂口重良君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側より登壇して、右回りで投票願います。

それでは、これより、投票に移ります。

事務局の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○副議長(坂口重良君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(坂口重良君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(坂口重良君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第11番山本剛議員、第12番鈴木市朗議員を指名いたします。投票用紙にはふれないように両議員立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長(坂口重良君) ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 13票

無効投票 5票

有効投票中

岩井智恵子議員 13票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であり、よって、岩井智恵子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩井智恵子議員が議長に就任されますので、会議規則第33条第2項の決定により、当選の告知をいたします。

この際、議長に当選されました岩井智恵子議員より発言を求められておりますので、これを許します。

第6番岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいま皆様のご賛同を得て、ただいまより野洲市議会議長の重責を担うことになりました、第6番岩井智恵子でございます。

所信表明でも申し上げましたが、副議長の経験を生かし、市民の代表、議会の代表を旨とし、議会として常に是々非々の立場で対応していきたいと思っております。この1年、幾多の壁も、壁に突き当たるとは思いますけれども、持ち前の笑顔を明るさで市民の方々の信頼に応えられるよう頑張っただけでまいりたいと思っております。どうか皆様、協調性やご協力をよろしくお願いいたします。本当に本日はありがとうございました。頑張っただけでまいります。

○副議長（坂口重良君） それでは、新議長、交代をお願いいたします。

（議長交代）

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩をいたします。

（午後1時21分 休憩）

（午後1時27分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂口重良議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第3）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、坂口重良議員の退場を求めます。

（5番 坂口重良君 退場）

○議長（岩井智恵子君） それでは、事務局長が辞職願を朗読いたします。

○議会事務局長（瀬川俊英君） 朗読いたします。

辞職願

私義、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、野洲市議会会議規則第9条第1項の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和元年11月8日

野洲市議会議長 岩井智恵子様

野洲市議会副議長 坂口重良

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） お諮りいたします。

坂口重良議員の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、坂口重良議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

坂口重良議員の入場を許可します。

（5番 坂口重良君 入場）

○議長（岩井智恵子君） 坂口重良議員に申し上げます。

先に提出されました副議長の辞職願につきましては、ただいま議会の許可が得られましたので、お伝えいたします。

暫時休憩します。

（午後1時29分 休憩）

（午後1時39分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第4）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（岩井智恵子君） ただいまの出席議員数は、18人であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（岩井智恵子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（岩井智恵子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、先ほどと同様の手順で行います。

これより、投票に移ります。

事務局の点呼に応じて順次投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（岩井智恵子君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（橋 俊明君） ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第13番工藤義明議員、第15番東郷正明議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（岩井智恵子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18 票

無効投票 0 票

有効投票中

野並享子議員 9 票

山本 剛議員 9票

以上のとおりであります。

すなわち、野並享子議員と山本剛議員の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数5票を超えております。よって、地方自治法第118条第1項の規定により準用する公職選挙法第95条第2項の規定に基づき、当選人はくじで定めることになりました。

くじの手續について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、次に当選人を定めるくじを引いていただくこととなります。

くじを引く順序を決めるくじを引く順序は、議席番号順とし、引いた数字の小さい順に当選人を決めるくじを引いていただきます。当選人は当選と記載があるくじを引いた方となります。

以上、ご了承願います。

第14番野並享子議員、第11番山本剛議員は、前にお進みを願います。

まず、くじを引く順序を決めます。議席番号順にくじを引いて下さい。

第11番山本剛議員。

(11番 山本剛君 くじを引く)

○11番(山本 剛君) 2番です。

(14番 野並享子君 くじを引く)

○14番(野並享子君) 1番。

○議長(岩井智恵子君) ただいまの予備くじの結果、1番、野並享子議員、2番、山本剛議員です。

この順序でくじを引いて下さい。順番にくじを引いて下さい。

(14番 野並享子君 くじを引く)

(11番 山本剛君 くじを引く)

○議長(岩井智恵子君) くじの結果を報告します。

野並享子議員が当選のくじを引かれました。よって、野並享子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました野並享子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選されました野並享子議員より発言を求められておりますので、こ

れを許します。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 14番、野並享子です。何も文章を用意しておりませんので、いつもくじには負けますので。議員を35年いたしております、初めて議長とか副議長とかいうところにおいて、副議長の職を仰せつかりました。議長を補佐しながら公平で公正な議会運営ができるように、二元代表制のもとに頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後1時57分 休憩）

（午後2時17分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、日程を追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第5）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第5、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、まず、総務常任委員会委員に第5番、坂口重良議員、第7番、津村俊二議員、第10番、稲垣誠亮議員、第11番、山本剛議員、第13番、工藤義明議員、第17番、荒川泰宏議員、以上6人を、次に、文教福祉常任委員会委員に第1番、東郷克己議員、第3番、長谷川崇朗議員、第4番、橋俊明議員、第8番、矢野隆行議員、第14番、野並享子議員、第16番、北村五十鈴議員、以上6名を、次に、環境経済建設常任委員会委員に第2番、山崎敦志議員、第6番、岩井智恵子議員、第9番、田中陽介議員、第12番、鈴木市朗議員、第15番、東郷正明議員、第18番、立入三千男議員、以上6人を、次に、予算常任委員会委員に本職を除く17人の議員を、次に、議会運営委員会委員に第3番、

長谷川崇朗議員、第4番、橋俊明議員、第5番、坂口重良議員、第8番、矢野隆行議員、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員、第16番、北村五十鈴議員、以上7人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 野並議員。

○14番(野並享子君) 議長は常任委員会に所属しながら。

○議長(岩井智恵子君) 暫時休憩します。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

よって、ただいま指名いたしました皆様をそれぞれの各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することと決しました。

暫時休憩いたします。

(午後2時21分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

(午後4時31分 休憩)

(午後7時35分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

まず、総務常任委員会の委員長に第11番、山本剛議員、副委員長に第13番、工藤義明議員、次に、文教福祉常任委員会の委員長に第8番、矢野隆行議員、副委員長に第1番、東郷克己議員、次に、環境経済建設常任委員会の委員長に第2番、山崎敦志議員、副委員長に第9番、田中陽介議員、次に、予算常任委員会の委員長に第4番、橋俊明議員、副委員長に第8番、矢野隆行議員、次に、議会運営委員会の委員長に第4番、橋俊明議員、副委員長に第8番、矢野隆行議員。

以上のとおり互選されましたので、ご報告いたします。

ここで、申し述べておきますけれども、本職は先に環境経済建設常任委員会委員となりましたが、議長は議会全体の統制者で議事の整理を行う職務から、常任委員会委員となることは適当でないと判断いたしました。よって、本職は、環境経済建設常任委員会において、委員を辞退する旨を表明し、辞退することについて承認いただいたので、ご報告をいたします。

お諮りいたします。

本職は、環境経済建設常任委員会委員を辞退することについて、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、本職は環境経済建設常任委員会の委員を辞退することに決しました。

暫時休憩をします。

(午後7時38分 休憩)

(午後7時39分 再開)

○臨時議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

正副議長が除斥対象となりますことから、私が議事進行をいたします。

第6番、岩井智恵子議員、第14番、野並享子議員、及び第16番、北村五十鈴議員から、議会改革推進特別委員会委員の辞任願が提出されています。

お諮りいたします。

委員会条例第13条第2項の規定により、特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任につ

いてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第6)

○臨時議長(鈴木市朗君) 追加日程第6、特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象となりますので、第6番、岩井智恵子議員、第14番、野並享子議員、及び第16番北村五十鈴議員の退場を求めます。

(6番 岩井智恵子君、14番 野並享子君、16番 北村五十鈴君 退場)

○臨時議長(鈴木市朗君) それでは、お諮りいたします。

岩井智恵子議員、野並享子議員、及び北村五十鈴議員の議会改革推進特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、岩井智恵子議員、野並享子議員、及び北村五十鈴議員の議会改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

岩井智恵子議員、野並享子議員、及び北村五十鈴議員の入場を許可します。

(6番 岩井智恵子君、14番 野並享子君、16番 北村五十鈴君 入場)

○臨時議長(鈴木市朗君) それでは、議事を交代いたします。

暫時休憩いたします。

(午後7時41分 休憩)

(午後7時42分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革推進特別委員会委員の辞任により、同委員会に欠員が生じました。また、本職を除く委員で構成する都市基盤整備特別委員会及び野洲市民病院整備事業特別委員会においても、私の議長就任により委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第7）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第7、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会改革推進特別委員会委員に第4番、橋俊明議員、第15番、東郷正明議員、第17番、荒川泰宏議員を、都市基盤整備特別委員会委員に第4番、橋俊明議員を、野洲市民病院整備事業特別委員会委員に第4番、橋俊明議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、議会改革推進特別委員会委員に第4番、橋俊明議員、第15番、東郷正明議員、第17番、荒川泰宏議員を、都市基盤整備特別委員会委員に第4番、橋俊明議員を、また、野洲市民病院整備事業特別委員会委員に第4番、橋俊明議員を選任することに決しました。

暫時休憩いたします。再開は追って連絡をいたします。

（午後7時44分 休憩）

（午後8時55分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会改革推進特別委員会、都市基盤整備特別委員会及び野洲市民病院整備事業特別委員会が開催され、正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

まず、議会改革推進特別委員会の委員長に第1番、東郷克己議員、副委員長に第9番、田中陽介議員、次に、都市基盤整備特別委員会の委員長に第7番、津村俊二議員、副委員長に第3番、長谷川崇朗議員、次に、野洲市民病院整備事業特別委員会の委員長に第4番、橋俊明議員、副委員長に第13番、工藤義明議員。

以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

次に、第15番、東郷正明議員が、守山野洲行政事務組合議会議員を辞職されました。

お諮りいたします。

守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第8)

○議長(岩井智恵子君) 追加日程第8、守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。守山野洲行政事務組合議会議員には第11番、山本剛議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました第11番、山本剛議員を、守山野洲行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、第11番、山本剛議員が守山野洲行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、守山野洲行政事務組合議会議員に当選された第11番、山本議員が議場にお

られますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、第2番、山崎敦志議員、第10番、稲垣誠亮議員、第11番、山本剛議員が、湖南広域行政組合議会議員を辞職されました。

お諮りいたします。

湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第9)

○議長(岩井智恵子君) 追加日程第9、湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。湖南広域行政組合議会議員には第3番、長谷川崇朗議員、第5番、坂口重良議員、第13番、工藤義明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました第3番、長谷川崇朗、第5番、坂口重良議員、及び第13番、工藤義明議員を、湖南広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、第3番、長谷川崇朗議員、第5番、坂口重良議員、及び第13番、工藤義明議員が、湖南広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま湖南広域行政組合議会議員に当選されました第3番、長谷川崇朗議員、第5番、坂口重良議員、及び第13番、工藤義明議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後9時02分 休憩）

（午後9時03分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

会期延長の件についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。したがって、会期延長の件について、日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

（追加日程第10）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第10、会期延長の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日までと議決されていますが、審議時間の不足のため、本日から11月11日までの4日間に延長したいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 失礼しました。本日から11月11日までの4日間といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から11月11日までの4日間に延長することに決定いたしました。すいません、もう一度。会期は、本日から11月11日までの4日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれにてとどめ、延会とすることに決定いたしました。

次回は、11月11日、午前10時から本会議を再開いたします。本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。(午後9時06分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年11月8日

前野洲市議会議長 橋 俊 明

前野洲市議会副議長 坂 口 重 良

野洲市議会議長 岩 井 智 恵 子

野洲市議会臨時議長 鈴 木 市 朗

署 名 議 員 津 村 俊 二

署 名 議 員 矢 野 隆 行